

包括だより 第7号



高齢者の「お金の管理」について

高齢になると、判断能力が衰えたり、身体が思うように動かず銀行へ行くことが難しくなったりと、様々な理由で自分のお金の管理が難しくなることがあります。また、お金の使い方がうまくいかないと生活困窮に陥ることになりかねません。

誰もが嫌な思いをせずにお金の管理ができるよう、いくつかの方法をお話ししたいと思います。

1. 使えるお金を計算し、出納帳をつけましょう

ポイント1

お金のことについて相談し、一緒に考えてくれる人を決めておきましょう。



ポイント2

使えるお金を計算しましょう。

- ① 月々入ってくる年金等の収入
 - ② 預貯金
 - ③ 月々の固定費や介護費用、生活費など
- ☆ 少し余裕をもって、計算することをお勧めします。

ポイント3

銀行から下したお金や使ったお金を記録に残しましょう。記録はできるだけ自筆で記入しましょう。



ポイント4

お金の引き出しの際には、よほどでなければご本人も同行しましょう。

2. かけはし(日常生活自立支援事業)を利用しましょう

判断が難しい人や、生活に不安のある人の日常的な金銭管理や、通帳などの預かりや見守りなどを有料で行う制度です。この制度を利用すれば、毎月一定の生活費を貯金通帳から引き出してもらうことができます。

また、福祉サービスや、配食サービスの申し込みや支払い、医療費の支払いなども代行してもらえます。



3. 成年後見人を利用しましょう



認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金の管理や介護サービス、施設への入所の手続き、遺産問題などについて、自分で判断し、対処することが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても判断できずに、高額な商品の売り込みや本来必要のないリフォーム契約、さらには振り込め詐欺などの被害にあうケースが増加しています。このような被害を防ぎ、判断能力が不十分となった人の権利擁護を目的に2000年「成年後見制度」が作られました。後見人には、親族となる場合と弁護士や司法書士等となる場合があります。



☆ワンポイント☆

高齢者の財産について話し合うことは難しい場合もありますが、認知症になるともっと困難になります。資産の有無や通帳や印鑑の保管など、機会をとらえて話し合うことが大切です。

安芸高田市地域包括支援センターでは、高齢者のみなさまへ様々な情報を発信していくために、定期的(年4回)に通信を発行しています。

安芸高田市社会福祉協議会

安芸高田市地域包括支援センター 電話・お太助フォン 47-1132